

吾妻山・安達太良山・磐梯山 火山防災協議会規約 新旧対照表 【3山共通部分】

【平成31年3月13日時点】

箇所	新（改正後）	旧（現 行）
第2条	<p>（協議事項）</p> <p>第2条 協議会における協議事項は次の各号のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>（9）警戒区域の設定や避難勧告・指示等の発令等の防災対応に関する検討及び関係市町村への技術的助言に関する事項</p> <p>（10）その他必要と認められる事項</p>	<p>（協議事項）</p> <p>第2条 協議会における協議事項は次の各号のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>（9）その他必要と認められる事項</p>
第4条	<p>（協議会の開催）</p> <p>第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議事進行を務める。</p> <p>（略）</p> <p>5 別表2の委員については、協議会の会議に代理を出席させることができる。</p> <p>6 会長は、<u>会議を開催せずに協議を求めると認めるときは、書面による協議をもって、協議会の開催に代えることができる。</u></p>	<p>（協議会の開催）</p> <p>第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議事進行を務める。</p> <p>（略）</p> <p>5 別表2の委員については、協議会の会議に代理を出席させることができる。</p>
第6条	<p>（コアグループ会議）</p> <p>第6条 協議会の下に、コアグループ会議を置く。</p> <p>（略）</p> <p>5 コアグループ会議は、幹事長が招集し、幹事長が議事進行を務める。</p> <p>6 幹事長は、<u>会議を開催せずに協議・検討を求めると認めるときは、書面による協議をもって、コアグループ会議の開催に代えることができる。</u></p>	<p>（コアグループ会議）</p> <p>第6条 協議会の下に、コアグループ会議を置く。</p> <p>（略）</p> <p>5 コアグループ会議は、幹事長が招集し、幹事長が議事進行を務める。</p>
附 則	<p>（略）</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成30年2月27日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規約は、平成31年 月 日から施行する。</u></p>	<p>（略）</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成30年2月27日から施行する。</p>

磐梯山火山防災協議会規約 新旧対照表 【磐梯山のみ該当】

【平成31年3月13日時点】

箇所	新（改正後）				旧（現行）			
別表2	磐梯山火山防災協議会 委員				磐梯山火山防災協議会 委員			
	区分 (法第4条第2項中 該当する号)	職名	備考	区分 (法第4条第2項中 該当する号)	職名	備考	備考	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	10	地方整備局（第3号）	東北地方整備局長	10	地方整備局（第3号）	北陸地方整備局長		
	11		北陸地方整備局長	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)					

《磐梯山火山防災協議会 幹事名簿》

箇所	新（改正後）				旧（現行）			
幹事名簿								
	幹事職名	委員の区分 (法第4条第2項中 該当する号)	委員職名	幹事職名	委員の区分 (法第4条第2項中 該当する号)	委員職名	委員職名	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	18	地方整備局 (第3号)	東北地方整備局長	東北地方整備局 企画部 防災対策技術分析官	地方整備局 (第3号)	北陸地方整備局長	18	
	19			東北地方整備局 河川部 広域水管理官			北陸地方整備局 河川部 地域河川調整官	
	20			東北地方整備局 郡山国道事務所長			(略)	
	21			北陸地方整備局 河川部 地域河川調整官			(略)	
	(略)			(略)			(略)	